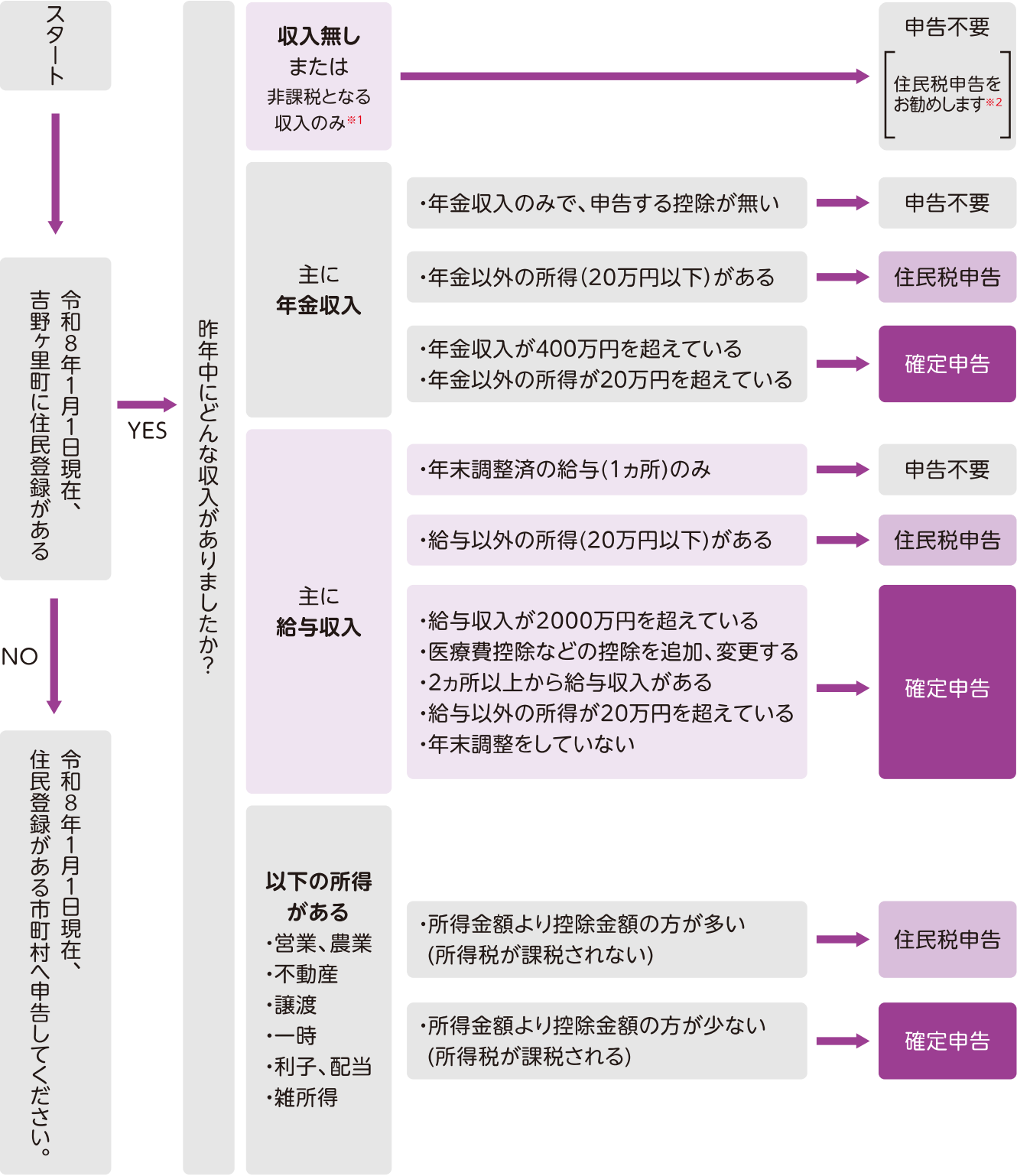


●申告が必要かどうかを確認しましょう
こちらのフローチャートは目安としてご利用ください。
確定申告をする場合、住民税申告の必要はありません。



※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。
※2 課税・非課税証明書を取得する際や、各種行政サービスを受ける際に申告が必要となる場合があります。

● フローチャートで「住民税申告」となった場合でも、所得税の還付を受けられる人は確定申告が必要です。
● ふるさと納税ワンストップ特例の申請をした人が、所得税の確定申告または住民税申告をした場合、ワンストップ特例制度は無効になります。申告時にふるさと納税分も含めて手続きしてください。